

## 平成 29 年度 第 5 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

### 1 日時

平成 29 年 11 月 14 日（火） 午後 3 時 10 分から 5 時 12 分まで

### 2 場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3 階 教育委員会室

### 3 出欠状況（順不同）

- (1) 出席委員 8 名
- (2) 欠席委員 4 名
- (3) 出席職員 社会教育部長以下 11 名

定数 12 名中 8 名が出席し、委員の過半数が出席しているため会議が成立している旨を事務局より報告された。

### 4 協議事項

自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）について

- ・取組方針にかかる意見メモの読み上げ
- ・公民館運営審議会の報告
- ・取組方針にかかる質問の回答
- ・取組方針にかかる協議

### 5 協議内容

- ・取組方針にかかる意見メモの読み上げ
- ・公民館運営審議会（公運審）の報告

事務局：「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）」に関する意見メモの読み上げ、11 月 14 日午前中に開催された「公民館運営審議会（公運審）」について報告。

- ・取組方針にかかる質問の回答

ひと咲き施策推進部（第 4 回会議での取組方針にかかる質問についての回答）

- (1) 「地域発意の取組が広がる環境づくり」で述べられている『学びと交流の場』として合意形成の場となる協議体の設置」とは、どういう組織や構成団体を想定しているか。

⇒協議体については、社会福祉協議会（以下、社協）に変わる組織をつくるものではない。6 地区で言えば、市民運動推進協議会というものがある。地区まつりの開催をはじめ地域の交流の場づくりなどを行っている団体であり、各種地縁団体や様々な団体の代表が集まっている。今回、場をつくることについては、各地域振興

センターと話し合いながら地域の特性に応じて内容を詰めていく。自治ということもあり、代表の方が自動的にメンバーになるという形ではなく、場づくりに関心を持って頂ける方に参画して頂きたいと考えている。構成員として、社協をはじめとした地縁の団体、子育て活動をされている団体、その他、地域で活動されている方々、また、行政も構成員として協議体をつくっていきたいと考え、実行委員会的な形をイメージしている。

そのような協議体で、学びと交流の場を主催するということを考えており、協議体の構成メンバー以外にも参画していただき、地域で活動されている方々のこと、どのような思いで活動され、どのような成果や課題があるかを知り共有することで、活動についての意見交換や連携・協働が進んでいくことを想定している。

また、地域別予算とは、協議体において地域の課題を共有し、活動の活発化を考えた時などに、地域で関係をつくっていく中で生まれてきたことや既に行っていることに対して、活用できる予算とするよう考えている。

(2)「地域とともにある職員の配置」では、社会教育主事の活用は考えているのか。マネジメント力のある課長級というのは社会教育主事を想定しているのか。

⇒社会教育主事は教育委員会が任命するものであり、市長部局側に配置することができないが、社会教育主事としての経験やノウハウは非常に大事なものと考えている。市長部局の職員も社会教育主事の研修に派遣している他、地域振興センター職員を長野県飯田市へ派遣しており、そういった場で学んできたことを活かしていきたいように配置していきたい。課長級職員においても地域と関わることに積極的な職員を任用していく考え方である。

#### 取組方針にかかる回答をふまえての追加質問等

委員：方針に記載のある「目的別から多機能な組織・施設へ」という項目の中に「地域学校協働本部をはじめとした学社連携の取組」とあるが、どういうことを具体的にイメージし、取組を考えているのか。ひと咲き施策推進部が考える学社連携や地域学校協働本部の具体的なイメージが分からない。

ひと咲き施策推進部

：現在小学校 14 校で地域学校協働本部ができており、そのコーディネーターが、地域の資源・人材を繋ぐこと等をされていると聞いている。様々な方がコーディネーターとして活動されていることから、市長部局としても学び、情報共有をしながら各地域振興センターが繋がりを持っている団体や人、また、それ以外の市長部局が持っている繋がりを活かし、支援を引き続きしていきたいと考えている。

具体的には、地域振興センターと公民館がそれぞれに持っている各地区の人との繋がりや資源をより活用し、主体的に学校との繋ぎに取り組み、地域学校協働本部とも連携し、コーディネーターを身近なところでサポートしていくことができると考えている。また、小学校区ごとに担当職員を置くなど、より地域に密着した取組を進め、例えば、園田公民館が実施したキャリア教育の取組などについても充実させていきたいと考えている。

委員：小学校区ごとに職員を置くというのは少し違うように思う。社会教育法から外れて社会教育を行う、学校教育と社会教育の連携を行うという説明は一貫性がなく、矛盾するのではないか。

ひと咲き施策推進部

：社会教育は教育委員会では社会教育課が行っており、市長部局でも環境や女性問題、福祉関係など様々な地域課題についてそれぞれが取り組んでいる。公民館が出来た草創期には、地域振興や産業振興などあらゆる角度からひとづくり、地域づくりに関する取組を行おうとしていたと思うが、時代が進むにつれて現在のような状態になってきたと思われる。改めて、まちづくり全般に渡って社会教育が進むような形を目指したいと思っている。現在の教育委員会の取組、市長部局の取組も含め、より広義に社会教育を捉え、市全体として実施していきたいし、実施するだけでなく、評価やチェックといった部分についても教育委員会と一緒に取り組んでいきたいと考えている。

委員：今の社会教育では不十分だという発想なのか。

ひと咲き施策推進部：そうではなく、市長部局でも行っているので一緒に行うという考えである。

委員：それは社会教育が市長部局と同じことをしているから一つにするというアウトソーシングの発想ではないか。学校教育も社会教育も互いに連携しその中で環境や福祉の問題にも取り組んでおり、社会教育は、環境は環境で、福祉は福祉で行うというものではない。また、人権教育についても長い期間継続しているものがある。平和教育については、図書館、公民館、学校それぞれで取り組んでいる。社会教育と学校教育との連携や、家庭教育・社会教育をこれからどうしていくのかということの検討は、教育委員会から社会教育委員に委ねられていることと思う。組織を市長部局と一緒にする理由が分からない。社会教育法から外れて社会教育を行うという説明は合理的でなく整合性が取れていない。それは他市で行われている生涯学習である。設置管理条例で位置づけるから、新たな施設で社会教育を行うことができるというのは、社会教育法から外れることになるため難しいのではないかと思う。平成30年度からはモデルで実施することとなっているが、平成31年度にスタートするとの案であり、大きなことであるのに突然の発表であり、きっちりと検討するための準備期間が短い。パブリックコメントも求めているが、意見を集約し、この素案に修正等を加えていくことができるのかが不安である。

ひと咲き施策推進部

：市長部局においても人権教育や平和教育等は公民館と連携してきた部分だと思っており、環境教育、キャリア教育、防犯や防災、地域の歴史、青少年教育や健康等にも力を入れており、それについても公民館と場合によっては連携をとりながら実施している。社会教育・公民館と市長部局が取り組んできたものを合わせて強化・充実していきたいと考えている。そこを入口に地域や社会のこと等に関心を持つ方が一歩踏み出す場面もたくさんつくっていきたいと思っている。学びと交流の場ということで、その中には公民館が行っている学びのコンテンツも入れていき、一緒に取り組んでいくという考えである。その中で、なぜ

公民館だけでは駄目なのかということだが、市としても資源が限られている中、公民館や、地域振興センターのそれぞれに資源を充実させ、さらに連携していこうとすると資源を相当費やしていく必要がある。より互いの強みを活かすため一体化し、その中で人も財源も増やしていく形で実現させていきたい。また、発想としては、アウトソーシングするということでは全くなく、「自治のまちづくり条例」という自らの地域のことを知って活動していく、学びをしていく環境を地域につくって行こうと考えており、「学び」を大切にし、力を入れていきたいというところからの発想である。

手段として例えば、教育委員会に地域振興センターを持っていき自治振興機能なども合わせて実施する形（飯田市の事例）もあるが、尼崎の状況・状態、コミュニティの歴史や地域との関わりの歴史等を考えると、教育委員会が自治振興を担うのは難しいため、市長部局に一体化させて注力していく方向である。そうした時に、社会教育施設で無くなることに対する懸念については、新たな条例において社会教育法の第 22 条に書かれていることを引いて明文化し、これまでの公民館が目指してきたものを引き継ぎ、法令の担保を行っていかうと考えている。

委員：組織や施設を一体化するとの発想で考えた場合、公民館に地域振興センターの機能を重ね、教育委員会で全て担うとすることはできないと思う。例えば、武庫地区は新しくなった施設（地区会館と地域振興センター）と武庫公民館は別の建物であり、公民館があり、地域振興センターがあり、建物は1つにならない中で、現在、市長部局と連携しながら機能していると思うので、その中で連携していく方法で良いのではないか。これを統括する組織を市長部局で作り一つにしなければならない発想がわからない。便利という意味では、建物を一体化するのはわかるが、6地区の現状を考えれば難しいのではないか。

ひと咲き施策推進部：現在は各地区にそれぞれ2館ずつある。

委員：各地区で2館ずつある状態を一つにして市長部局に統括して両方とも運営する必要があるのか。

ひと咲き施策推進部

：市長部局と教育委員会が組織として一体化し、学びの場づくりとして公民館の活動や事業は引き続き行い、地域の活動を支援している部分と繋がることでどんな学びを地域につくっていくのかという企画（現在、地区公民館で行われている「地域現代学講座」など）を一緒に考えたり、そこから地域の子育て活動に繋げていくなど、市長部局と教育委員会が組織として一体的に、目標を地域の方と話しながら、学びの場づくりや活動へ繋いでいくこと、個々の活動がより活発となるような地域のそれぞれの団体や個人が持っているノウハウ・資源を繋いでいくことを、一体的に進めてより目指す方向に近づく行政の体制にしていきたいと考えている。

委員：現在の武庫地域振興センターは、学校とうまく連携できていると思う。この素案にある「地域の会議（協議体）」には、地域振興センターが中心となって、公民館を利用している各団

体の人に呼び掛け、公民館も含めて会議をする形でも進められるのではないか。

#### ひと咲き施策推進部

：現状でも公民館と連携ははじめており、立花地区でも連携の効果が出てきている。公民館は学びの場づくりのノウハウがあり、地域振興センターは地域の実情や課題を把握しているという強みがある。今後も連携で取り組んでいくためには、それぞれ職員を配置し、共に学ぶ・考えることが必要になる。その際に、市としても人員削減をしてきた中で、より人を配置していくためには、同じ場で議論や、意見交換をし進めていく環境をつくること、地域にも出ていきやすく、より効果的な人員配置になると考えている。

委員：公民館では地域の困り事や、地域から集まった市民委員で講座を考えるなど、地域課題の学習に取り組んできた。実施事業が少ないというが、事業予算を削減されたから少なくなったわけで、参加者も少なくなっているのが現状である。そうした中でも、無料で呼べる講師や人脈で工夫して実施するなど、どの公民館も努力しており、地域振興センターと連携すればよいことである。地区会館の機能は貸し館であり、公民館は貸し館が専門ではない。公民館では、自分達で学んだ事を活かして新しいグループを作り活動している方もおり、学びが活動に活かされていると思う。利用率が上がらない、利用が少ない理由は、活動したい時間帯が重なっているからである。公民館に子どもが来ないと言われるが、子どもが平日の昼間に来るのは無理なことであり、学校の帰りや試験前や夏休みには利用しており、来館時には、図書スペースで図書を借りている。利用率が低い、利用者が少ないという理由で一体化するというのなら、理解できない。

#### ひと咲き施策推進部

：市民企画委員の取組や地域と一緒に取り組んでいくキャリア教育は非常に重要であり、力を入れていかなければならないと考えている。市民アンケートでも「参加をしていないが関心がある」という市民が53%と多く、公民館や地区会館の取組が十分に知られていない部分があると考えている。子ども達や地域のために何か活動をしたいと思っている方の入り口や、学びと交流の場をつくり、色々な方の参加を促すよう工夫をしていきたいと考えており、そのためには、職員が地域に出て様々な方の活動を知ることが重要であり、より効果的な動き方ができる組織を地域につくっていききたい。連携して取り組むのも一つの手段ではあるが、現在の尼崎市の財源や人員などを考え、今回の方針としている。

委員：私たち社会教育委員は、市民であり、委員の立場として、それぞれの専門・活動分野で今まで尼崎市の社会教育に役立つ活動し、尼崎市民が、このまちで学んだり楽しんだりできる市であってほしいと思い、会議で意見を述べてきた。市長部局が新しい提案としてメリットを上げるのは当然であるが、行政として取り組んでいるのは公民館なので、公民館の意見を聞きたい。また、市長部局がこの方針を提案すること自体に疑問はないが、この方針は行政の中では既に決まっている方針について意見を言うものなのか。

#### 事務局

：この方針については、庁内で協議をされてきたことの結果であり、自治のまちづくり条例

の取組の推進については教育委員会としても、目指す方向は一致している。そうした前提で、事務レベルでは、本市に公民館という社会教育施設が無くなればどういう影響があるのかを検討し、また現行体制を継続して組織間で連携する方法も市長部局には提案し協議を重ねてきたところであるが、結果的に、市の判断として、学びが広がるということの合意のもと、この方針が示された。

ただ、一方でこの取組方針では、個別具体の事は明らかにはなっておらず、また、公民館運営審議会の委員からも、具体的な内容がないので、イメージがわからないという意見があり、今後、具体化に向けて詰めていく必要があると考えている。現段階で、この方針を進めることの最終的な意思決定はまだされておらず、パブリックコメントの実施、社会教育委員会議の意見や公民館運営審議会委員の意見を踏まえ、最終的には、教育委員会で諮り、教育委員会の全体の総意として市長に意見を申し入れる形になる。また、市民や公民館利用者からの意見も頂きながら教育委員会と市長部局が協議していくことになると考えている。

委員：現在の公民館長は中央公民館を除いて係長級であるが、この方針では課長級を配置しているが何がどのように良くなるか分からない。市長部局になって公民館が社会教育から外れることが不安である。人権同和教育においても、特別法が無くなり、一般的な人権教育になった際、同和教育が前面に出なくなったことで同和学习が薄まることを危惧していたら、10年程経過したら薄まってしまった。社会教育施設の位置づけが外されることで、平和教育・人権教育も、時間の経過とともに無くなっていくと思う。制度ではなく、人が行うことに任せればそうなることが世の流れであり、それを懸念している。

委員：一番気にしているのは社会教育施設の位置づけが外れれば、教育基本法に基づいた社会教育法というものに縛られない施設になってしまうことである。様々なブームなどで世の中は動く。だからこそ、依って立つ、簡単には動かない法というものを大事に思っている。残念ながら、現在の公民館の取組は魅力的ではないと思う。逆に、他の施設での新しいワークショップなどは楽しそうに思える。しかし、今の世の中の流れ・良さというものにすぐに飛びつける施設だけになってしまっただけではいけないと思うし、それが教育だと思う。だから、社会教育法に縛られている中で、何のためにこの事業を行うかというのは残しておかなければならないと思う。教育基本法や社会教育法は古い法律であるが、法に基づくから安心して理想に向かって進めるし、法の理念や精神と違うのではないかという意見を言えるのが社会教育委員会議だと思う。そこが無くなってしまいうということに不安を感じる。だからこそ、それで良いのか、そこを保障できるだけのものを作って実施されるのかというのを聞きたい。設置管理条例に規定すると言われていたが、それが見えていない中で、このルールに則ってやっていきますと言われても良いですよとは言えない。

ひと咲き施策推進部

：教育委員からも意見を頂いており、現時点で設置管理条例はこれからだが、社会教育法の第22条で示されている事業を条例に盛り込みたいと考えている。また、後期総合計画が尼崎市の中で最上位の計画となっており、その中で、今後重点的に取り組む部分に学びや

社会教育を充実するという文言を入れている。同和と人権の部分についても社会教育というのは人づくり、自治のまちづくりを進めていく上の胆になる部分とと思っているため、法律上ではなくなるが、社会教育にあたる部分を進めていきたいと考えている。

委員：条例や計画に書かれるのは、事業を行うというだけなので、法の精神に則るものでなくなる点を危惧している。

ひと咲き施策推進部

：法において、一番大事な精神というのは人づくりで、その部分を基本に沿って取り組みたいと考えている。そのために新しい組織をつくり、人員を集中し、地域と市民と共に考え行動できる職員を配置して自治のまちづくりを進めたいと考えている。

委員：10年前の尼崎市社会教育計画では、小学校学習センター構想などの提案・提言などが出ている。その中でも謳われていることが、尼崎市自治のまちづくり条例にも多数入っており、まちの課題を解決する人材の育成をすることは社会教育計画にも書かれており、この方針に反対するものではない。

今後この方向で進めていくということであれば、教育委員会と市長部局の中で例えば実務者でワーキングチームをつくって話をしていただき、具体的な内容を提示していただければ、社会教育委員会議でも意見や疑問の整理ができる。ワーキングチームなどを作らなければ間に合わないと思うが、そのような予定はあるのか。

ひと咲き施策推進部

：遅れているが、現在ワーキングチームにおいて事業などについて具体的に話し合うことをはじめようとしているところである。

委員：教育委員会は人づくりの専門、知識・組織のスペシャリストが揃っていると思うが、まちづくりは市長部局も教育委員会も取り組んでいると思うし、政策を組んでやるのも専門だと思うが、教育委員会が取り組んでいる良さや関わり方がこの方針に見えないところを危惧している。新しい組織が出来た時に教育委員会として関われないようになるのか。

ひと咲き施策推進部

：それぞれが実施している事業や進め方について議論する条例設置の附属機関を置くことを考えており、教育委員会のご意見を頂きながら方向性を考えていくところである。

委員：社会教育が新しい組織でなされているかを、教育委員会と言う専門の目からチェックできるかが大事だと考えている。現在は学校と公民館が同じ教育委員会の組織の中で連携しているので、円滑に進んでいると思う。誰もが学校に入ることが良いわけではない点で、良い組織にしないと学校との連携は難しいと考える。

委員：地域学校協働本部を設置していくなかで、既に学校に関わっている人たち（安全ボランティアや図書ボランティアなど）の趣旨や意向、それぞれの思いがあり協力できることについて活動している、そういった人達をさらにマッチングしコーディネートしていく必要がある

ある。今までは学校教育の子ども達の育ちに支援する形だったが、地域協働学校本部というのはネットワーク化や地域の方々の教育力も含め、学習の場等の体制作りに向かっており、元々ある組織とどういう作り方をするかを明確にしておくことが難しい。例えば、各地域には市民運動推進委員会がある。そういった元々、別の意図があってつくられた組織に、新たに取り組むことをお願いするには、一定の整理をしたうえでないと学校としても難しい部分があると思われる。公民館の社会教育と学校教育が連携できているのは、教育の目指す子どもの育ちなど、教育課程に基づいた学校教育を理解していただいているからである。そうした学社連携がうまくいった例としてキャリア教育支援事業があり、子どもの学びが広がりや深まりにつながっている。学校教育の目指すところを十分に理解していただくなかで、何が地域の中で必要なのか、広がりを持つのかを組織で検討し、明確なプラン・方向性を持たないと実現は難しいと思う。

#### ひと咲き施策推進部

：キャリア教育事業においては園田公民館が地域の人材を集めて人材バンクのような仕組みをつくり、30人程の登録者の中から各学校にどの職業の方に来てもらいたいかを聞く等して実施されており、すばらしい取組だと思っている。本来は他の地区でもできるのが望ましいが進んでいない現状である。園田公民館については、公民館職員と公民館OB職員の人脈で人を集めることが出来たと思っている。地域振興センターも多くの地域の人材を知っているため、一緒になることで他の地区でもこういったキャリア教育の人材バンクというような取組も進めていけると考えている。進めるにあたり、キャリア教育が学校教育の重点課題になっていることを新しい組織でも認識し進めていく必要がある。

委員：再度申し上げるが、説明で「人づくり」とおっしゃっているが、社会教育法、学校教育基本法ではどんな人を作るのか、育てるのか、どんな社会を目指すのかというものが理念に基づいたものなので安心できる。しかし、これから作ろうとされている制度については、よく見えない。有用な人材を作る、グローバルな人材を作るなども「人づくり」と言えるが、教育においては、そんなに新しいものを作ってほしくない。公民館を無くして社会教育の関連施設が体育館と図書館だけになってしまうところに危惧を感じる。法という根拠がある、理念に基づいて事業が実施される拠点としての公民館を手放したくないとの思いがある。現実にはやっている事業がそれほど変わりが無い、あるいは市長部局でしておられるのが洗練された物があるかもしれないが、それでは社会教育法、学校教育法の精神をなくしてしまうのが一番不安である。

委員：市長部局は「社会教育の推進をしなくてはならない」ことが大前提にあり、市の後期計画でも「社会教育を充実する」と説明されているが、社会教育法を外した施設で社会教育を行うということは矛盾しており一貫性がない。社会教育法に基づく教育が社会教育であって、一般的に市長部局で実施しているものは生涯学習的なものである。実施内容や趣旨が同じだから、社会教育という考えではないか。後ろ盾となる法律があるものと無いもので違う取組と考えなければならない。

学校教育との関係も考えると、とても難しいと思う。園田公民館だけではなく、武庫公

民館も武庫地区の全校でキャリア教育支援事業を実施しているし、各地区で各館で取り組んでいるものもある。方針として進めようとしていることは良い事だと思う。地域を統括して人づくりを行い、人が集まらない子ども会や婦人会、自治会にも入らないという地域の現状において、バラバラになっている人が集まり、地域で新しい事をしていきたいという発想は分かる。市長部局で生涯学習として立ち上げて、公民館が行う社会教育と連携してやっていくという方法で良いのではないか。

公民館を社会教育施設の位置づけから外し、市長部局に移管して、より使い易くするのであれば、公民館運営審議会も不要になり、社会教育委員会議も、新しい施設に対して意見も言えなくなる。それでは社会教育だとはいえない。

#### ひと咲き施策推進部

：社会教育を行っているかどうかについては、まず、社会教育法で位置づけられている、社会教育法の施設であるかという点と、次に社会教育というソフト事業、人づくりを行っている点と二つある。各公民館のメンバーがキャリア教育等、取組を始めているのも分かるため、そういった取組をより進めていきたい。そのため、市長部局で人づくりという部分の役割を担っている地域振興センターの強みと公民館の持っている強みを合わせて取組を推進していく必要がある。法律上の社会教育施設でなくなることにより使い勝手が良くなるというメリットもある。ソフト事業を行うにあたり社会教育という人づくりに取り組んでいく。過去の社会教育委員会議の意見としてあるのは、市民が公民として成熟し、社会のために働こうというボランティアスピリットを持ち、実際に行動することであるとし、社会教育施設は地域住民が相互作用により成長し、コミュニティの核となる地域活動を継続して取り組めることを目的とする場所であるとされている。その通りであり、公民館では、広く市民が集まり、その市民の中から学習意欲を持った人が学習活動を行う、そして学習活動を通じて生活の実践、地域で活躍していくまで育てていくという考え方にに基づき、学びと活動を循環させていく施設である。そのためには地域振興という強みを持つ部門と学びという強みを持つ部門を一緒にして取組を進めていきたいと考えている。

どんな人を育てるのかということが無くなるのではないかとあるが、自治のまちづくり条例においてどんな地域を目指すのかということは明記している。今後取組を進めるにあたり、自分たちの地域をよりよくしていくための役割が、私たち一人一人にあるという自覚と、それに基づく行動が地域コミュニティにおける互いの尊重と支え合い、市民の参画と協働といった自治の力をさらに育てていく必要がある。市民一人一人の力がまちづくりに活かされなければならず、ともに学び考え、それぞれの力を出し合い、誰もが希望と誇りを持ってすこやかに暮らしていける尼崎を築いていくということを言っている。住んでいて良かったという地域をつくっていく、そんな意識を育てていく、人づくりや支え合いがその中で生まれていくことが大事だと思っており、そういったところをきっちりと位置付ける中でこの取組を行っていくという考え方である。社会教育委員会議の中で議論されてきたことも大事であり、この方針はそういったことの延長線上にあるものである。

委員：社会教育施設が図書館と体育館だけになることについて、どう理解していいのかわからない。人づくりのことでいえば、中高生を心配しているが、社会教育施設のどこかで活かしてほしいと思っているが、そういう視点が見えない。

委員：公民館では、終戦記念日近くになると平和と戦争に関する取組を毎年実施するなど、長年培ったものは大きいと思う。今までの経験から、公民館が、社会教育施設ではなくなることでそのような取組みが薄れていくことを懸念している。

ひと咲き施策推進部

：一例で出された平和のパネル展示も6公民館で順番に行っている。新しい組織が出来た時にはさらに6か所の地区会館も同じように行うことで、更なる啓発になる。公民館のような施設があと6か所増えると考えており、そういった施設にしていく必要がある。

委員：自治のまちづくり条例は、行政と市民の関係性を定めるルールであり、宣言に近いと思う。教育基本法の理念・精神に基づいた社会教育法とは趣旨が異なる。教育基本法は、どのような国や地域にするべきかということを理念としており、戦後大変だった時に、反省のもとに作られていて、理想的な国、社会を目指す。そのために、特に一番大事なのが教育だということで作られている法律なので、とても大切だと思っている。事業を行っても参加者が少ないこともあるが、平和事業などの堅苦しい事業であっても、法律に縛られているからこそ、お金にならなくても、人気がなくても継続ができていると思う。法の縛りがなくなったことで事業をやめるということにはならないと思うが、それよりも、たくさんの人の参加が見込める事業を実施していくことになると思う。事業にとって、根拠となる法が存在しているということは重要である。その根拠を失えば、やはり変わっていくと思うし、そのことは懸念する。尼崎市が財政やいろんな事があってコンパクトにし、効率良くしなくてはならないのは理解できるし、形で変わっていくことを否定するわけではないが、その過程の中で、二度と手に入れられない大事なものを失ってほしくないと思っている。社会教育というよりも、その大元の教育基本法をどのように活かすか、市長部局が教育を手に入れる以上、考えていただく必要がある。

委員：この方針は国の施策に準じてできたのか。

ひと咲き施策推進部

：法の理念を尊重して仕事を進めていかなければならないと考えている。一方で、人が来ない事業よりも人が来る事業という部分は、逆に私は今までそちらに走っていたと思っている。

公民館なり公共施設というのは、個人の要望と社会の要請、この二つをバランスよく講座などを実施していかなければならない。自治とまちづくりについておいても続けていく必要がある。

委員：これまでの2回の会議を経て、改めて社会教育の大切さについて改めて感じた。様々な法律がある中で施設があり、その中で人づくりが行われている良さもある。教育委員もしくは教育に携わる者、専門的な知識を持った者が、これからの取組に参加・意見をし、教育

の理念や精神が失われないようにというのが今回の会議で出た大きな枠の意見であり、必ず活かしてほしいと思う。以上の内容を踏まえ、意見書のたたき台を事務局に作成いただきたいと思います。

## 6 その他

### 次回開催について

意見書を、平成30年1月22日の教育委員会に提出したいと考えており、次回（第6回）の会議、11月28日（火）には意見書のたたき案を、第7回12月26日（火）には意見書（案）について協議していく予定。市長部局では、11月14日から12月22日までパブリックコメントが実施されている。